

S & I BANGKOK NEWSLETTER NO.110

2003.10.25

発行責任者 井口 雅文

発行 S & I International Bangkok Office

TEL +66-2-261-6449、6466

FAX +66-2-261-6419、6379

Address : 253 Asoke 23rd Floor, Sukhumvit Soi 21 (Soi Asoke)

Bangkok 10110, Thailand

E-Mail : iguchi@mx1.nisiq.net

(注 : mx1 の「 1 」は数字です。)

iguchi@loxinfo.co.th

S&IWebsite: <http://www.s-i-asia.com>

CopyRight © S & I International Bangkok Office Co., Ltd.

社内用・社外用を問わず無断複製(電子的複製を含む)を禁ずる

~ 事務所より ~

(11月のタイ祝祭日のお知らせ) 祝祭日はありません。

(ホームページ更新のお知らせ)

弊社ホームページを 10月25日付けで更新しました。今回は、ニュース(英語版及び日本語版)

<http://www.s-i-asia.com/news-JPN-updated.htm>、を更新しました。ご高覧ください。

(知的財産同窓会 (I P A A) の最近の活動及び予定)

11月3日から5日まで日本発明協会主催、I P A A 共催の発明奨励に係るセミナーを開催予定です。現在参加予定者が180名を超えています。

タイ最高裁判所より I P A A に対し判決文要約を翻訳して出版掲載する許可が下りました。今後、同会のジャーナル(現在年に4回発行)には判決要約翻訳を掲載することとなりますので、是非ご購入かつご利用戴ければと思います。

12月初旬より工業団地セミナーを開催する準備を行っております。

事務局に10月27日から商標及び不正競争が専門の豊崎玲子弁理士が経済産業省の「貿易投資円滑化事業」により専門家として入所し、長期にわたり様々な活動を展開する予定です。

~ 編集者より ~

この一ヶ月、APEC 首脳会合でバンコクは大騒ぎである。いつもの事だがイベントを企画して

世界の注目を浴びるタイ流の外交術である。確か 96 年 3 月にアジア欧州首脳会合をバンコクで行った光景が思い浮かぶ。大騒ぎだけの成果無しという結末だったが、今回は如何ほどだろうか。WTO カンクン会合が頓挫しただけにその成果に世界中の注目が集まってきている。

ベトナムから朗報が届いた。混迷を続けた商標業務管轄問題が、一応の決着を見たからだ。ベトナム政府は従来通り国家工業所有権庁 (NOIP) にて業務を続行すると発表したのである。誤りを素直に認める政策変更した態度は、将来のベトナム政府に期待を持たせる結果となった。さらに、ベトナム政府関係者からは我々日本からの働きかけが大きかったと感謝されたという。まずは一安心である。

前々回のニュースレターで、東南アジア援助施策には知的財産環境の各国でのマトリクスによる分析を提案した。その後、私の手元でいくつかサンプルを作成してみたが、このマトリクス作成は膨大な情報を細かく分析しなければならないことが次第に分かってきた。そこで、このような解析を同じように海外の政府あるいはシンクタンクでやっているのかどうかを確かめべく探してみたところ、英国政府の国際援助省 (Department for International Development, DFID) で行われた知的財産委員会報告「Integrating Intellectual Property Rights and Development Policy」

(2002 年 9 月発表 http://www.iprcommission.org/graphic/documents/final_report.htm) に出会った。

やはり思っていた通りであった。統計数字からの分析に過ぎず、実務的解析が全然なされていなかった。確かに大きな政策判断ではこの程度で十分なのかもしれないが、我々が投資環境を議論しようとするときには、これでは不十分極まりない。原因は、決して調査する側にあるわけではない。つまり調査される側にも問題があるのである。大概の途上国ではその海外担当者というのが課長や部長クラスでおいてある。しかしながら、実務は知らない人間がほとんどで、詳しく調査はできないのが実情であろう。

さらに、これに輪をかけて調査する側も実務を知らないときたら、まさに調査結果は押し知るべきである。これでは正確な情報(私が必要とする情報)は把握できないのは当然であろう。私は TRIPS が想定している制度要求以前の問題が東南アジアにはあると断言し続けている。

例えば、タイでの卑近な例で意匠情報が挙げられる。読者でどれほどの人が東南アジアの意匠公報をめくってみただろうか。タイの公報は惨憺たる品質である。写真はほとんど真っ黒の状態、意匠の外観というか影絵だけが分かる程度である。これでは不正商品対策どころか、何

を権利化したのか権利者さえも分からない。

これだけには留まらないのである。実は期限管理を正確にやっているのかどうかも怪しいのである。公報発行日は本当の発行日なのか。審査請求期間後の自動取り下げは書類に明示するべくスタンプが押されているのかどうかも怪しいのである。過去何年も私が観察した事象からすると疑問が次々に湧いてくる。書類をきちんと管理するのは政府機関として世界常識なのではあるが、それすら怪しいとなると・・・。「もう貴国の知的財産に関する事務処理を全て私どもにお預け下さい。管理してあげますよ。」と欧州特許庁のように東南アジア諸国政府の耳元に囁く機関も出てくるのが至極当然なのである。

不正商品対策を行おうとするならば、まずは実務の品質改善を相手政府に求めるべきではなかろうか。実はビジネス界ではさらに高度なものを要求しているのである。日本企業は次々と研究開発部門の移転を決定発表している。だが、現状ような知的財産環境で研究開発を現地で実施すると日本の知的財産を脅かす恐れ（実務未熟による権利不安定化）も否定できない。生産拠点から研究開発拠点へと民間企業の動きは行政が考えているよりもはるかに早い。

来年度特許特別会計予算で不正商品 G メンネットワークなる奇抜な構想があるが、いっそ知的財産担当官庁事務処理 G メンでも配置してみてもどうだろうか。

今回は英国政府の報告書を掲げてみた。英国内では結構昨年話題になった報告書である。決して真っ向から批判するつもりではないが、アフリカのような後発地域への知的財産援助を企画するには、この報告書は非常に価値がある。しかしながら、日本にとっては特に東南アジアは一大消費市場であり、生産拠点であり、開発拠点であるとするれば、やはりもっと細かくかつ違った視点での分析が必要なのではなかろうか。最後にこの報告書の援助協力についての指針に次のような文章を見つけた。私には当然と思えることだが最近の損得議論を繰り返している行政官は既に忘れていないのではなかろうか。是非とも読んでもらいたいのでこの文章を掲げて本稿の終わりとしたい。

Developing countries and donors should work together to ensure that national IP reform processes are properly “joined-up” with related areas of development policy. Likewise, greater efforts are needed to encourage more participation by national stakeholders in IP reforms. In providing technical assistance, donors must be mindful of the need to help build the capacity of local institutions to undertake IP policy research and dialogue with stakeholders, in addition to providing international experts and legal advice.

～シンガポールでウェブ上で会社経営に係るライセンス取得が可能に～

新しいビジネスを始めようとしている人に、ウェブ上で一度にライセンス取得ができるようになるという朗報がある。このプロジェクトは「Startup eAdvisor」という名称で、貿易産業省と財務省をはじめとする 30 あまりの政府機関が計画を進めている。例えば喫茶店を開く場合、該当するビジネスの箇所をクリックすると、必要なライセンスがリストになってでてくるという仕組みである。また、ビジネスの登録方法、法人格取得の仕方等の情報も得ることが出来る。必要不可欠なライセンス以外にも、防火設備の整え方、タバコ販売免許の取得の仕方、食品を扱う店舗の営業許可取得方法などの情報も得ることができる。おそらく世界初だと思われるこのウェブサイトでは、ライセンスについての情報を得るだけでなく、申請や費用の支払いも行なうことができる。現在、準備段階で申請できるライセンスは 4 種類だけであるが、来年の 7 月には 40 種ほどのライセンスがウェブサイト上で取得できるようになり、会社登記に係る手続き全てが行なえるようになる予定である。これにより手続きにかかる時間も短縮される見込みで、現在検討対象となっている 154 のライセンスのうち、今まで 2 ～ 3 週間必要だったのが、43 種については 3 日以内、42 種については 1 週間以内に完了するようになる。(2003 年 9 月 20 日、シンガポールストレイトタイムズ)

～シンガポールの化粧品会社が商標侵害で提訴～

“Ginver”のブランド名で知られるトイレタリー、化粧品メーカー L.D. Waxson Singapore 社の、商標 “Marvel Gel”を巡る裁判で、高等裁判所はライバルの Tohtonku 社に対し同商標 “Marvel Gel”の使用を中止するよう命じた。また、この判決ではマレーシアの Tohtonku 社に対し、毛穴の黒ずみや角質を除去する同社の “Renewal Gel”の拡販活動を禁止するとしている。“Renewal Gel”は “Marvel Gel”の新しい名称であった。Tohtonku 社は “Follow Me”というブランド名で商品を販売している。これに対し、Tohtonku 社は “Marvel Gel”の登録は無効であり、取り消されるべきだと反訴して訴えており、審理は来年 2 月に行なわれる予定である。L.D. Waxson 社はトイレタリー、化粧品、講師、ヘアローションなどのパーソナルケア製品を “Ginver”のブランド名で製造販売している。L.D. Waxson 社は、“Marvel Gel”と “Ginver Marvel Gel”は同社の商標として登録されており、1991 年に発売されてから十分な信用と評判を獲得しているとコメントしている。2001 年後半、Tohtonku 社が “Marvel Gel”の名で毛穴の黒ずみを除去するジェルを販売していることが明らかになり、1 年後、Tohtonku 社は “Marvel Gel”の代わりに “Renewal Gel”を発売したが、パッケージは以前と変わらなかった。L.D. Waxson 社は、Tohtonku 社が “Renewal Gel”は “Marvel Gel”を改良したものだとして広告していることに不快感を持っており、消費者は被告側が依然として “Renewal Gel”と “Marvel Gel”を関連付けて拡販活動をしていることに混乱している。(2003 年 10 月 3 日、シンガポールストレイトタイムズ)

～タイで開催される APEC CEO サミットで知的財産権が主要議題に～

2003年10月18日から21日までタイのバンコクで開催されるAPEC CEOサミットにおいて、知的財産権への啓蒙普及がキートピックになるとの見解を組織委員会のVachara Phanchet チェアマンが示した。ニュージーランドのHelen Clark 首相はAPEC加盟国21カ国に対し、外国投資を誘致するには知的財産権保護の重要性を認知する必要があるとのスピーチを行う予定である。Time IncとCNNのタイ代理人であるThai Representation LtdのAnthony(Ashok)Sharama マネージングディレクターは、タイでは知的財産権は重要な課題で、タイ政府は消費者に対し著作権を持つ商品だけを購入するよう働きかけるべきであると語っている。同氏は問題への関心を高めることが著作権侵害との戦いの第一歩であるとし、この問題は一日で解決できるようなものではないが、APEC加盟国は海賊版商品の販売阻止に向け努力すべきであると語った。(2003年9月22日、バンコクポスト)

～タイ著作権法改正で法廷外での和解が認められなくなる可能性～

1994年著作権法の改正法案が通過すると、著作権侵害者は今後法廷外での和解が認められなくなる。これまで法廷外で賠償金を支払うだけの和解が認められてきたことが、侵害者が違法取引を再開するのを助長してきたと見られている。この習慣がIP権、特に著作権侵害弾圧の障害になってきたとWatana Muangsook 商務省副大臣は語っている。また和解が成立し、著作権者が裁判所へ訴えるのを止め、侵害者があつという間に釈放されてしまうことが、警察や関係当局が模倣品を押収する意欲を失わせる原因ともなっている。知的財産及び国際取引中央裁判所の担当者は、改正法は法を悪用する一部の著作権者から被告人を守るという一面も持つと語る。同裁判所には、著作権者が定期的に侵害者を脅し、和解へ持ち込み、模倣品の販売者に必要以上に多額の賠償金を要求しているという苦情も寄せられているとのことである。著作権法では、商業目的で著作権を侵害した者に対し、10万から80万バーツの罰金若しくは6ヵ月から4年の懲役、又はその両方が課せられると定められている。知的財産及び国際取引中央裁判所の調査では、今年1月から8月までの間に1,484件(昨年は1,127件)の著作権侵害訴訟があった。

IP enforcement		
	タイ知的財産局調べ	
	逮捕件数	押収品数
2002	3,363	743,724
2001	2,515	1,038,301
2000	1,558	1,858,839
1999	661	274,252
1998	742	414,265
1997	637	264,681
1996	330	99,646

1995	292	136,794
1994	527	246,410
合計	10,625	5,076,912

(2003年9月24日、バンコクポスト)

～タイがタイ米間自由貿易協定締結に向け、知的所有権侵害対策強化～

タクシン・シナワット首相は商務省に対し、タイ米間の自由貿易協定締結に向け、知的所有権侵害問題の解決に向け努力するよう要請した。タクシン首相は昨日の内閣において、アメリカが知的財産保護を要求していると言及した。(2003年10月1日、タイネーション)

～タイの改正薬事法、更なる修正が必要～

タイで登録の準備が進められている改正薬事法が、本当の意味で消費者の利益に繋がるようにするには、更なる修正が必要であると衛生問題の活動家は述べている。複数の活動家が改正法案には、市販後のモニタリング、薬剤の定期的な評定、ラベルについての規定、製造者の薬事的責務、薬剤の価格の暴騰阻止方法など必要な条項が含まれていないと指摘する。薬剤師、消費者運動家、「健康・開発財団」(Foundation on Health and Development)はセミナーに出席し、薬事法改正について論議した。タイで登録されている3万種以上の薬剤について、当局は登録をより厳しくしようとしているとセミナー出席者の一人は述べている。薬剤師の Worawit Kittinwongsunthorn は、製造者はタイ国民の健康のために薬剤をより効果的に改良して行く必要がある、ラベルにはタイ語でジェネリック名を表示すべきであると語っている。同氏は、政府は“orphan drugs”(利益が得られないという理由で国際的製薬会社が開発したがない薬のこと。)を消費者が入手し易くなるよう改善するという政府の役割についてコメントすべきであると述べている。また同氏は、薬剤に害があると分かった場合、製造者は責任を負わなければならない、市場からその薬剤を回収する費用を負担しなければならないと語っている。この法案には、製薬会社からの出資による消費者保護基金の設立も盛り込まれるべきであると同氏は提案している。(2003年10月5日、タイネーション)

～タイ政治家の所有するCD工場、違法CD製造の疑いで捜索～

日曜日にノンタブリー県で行なわれる補欠選挙に CHAT PATTANA 党から立候補している Chalong Riewraeng 氏は、昨日早朝同氏の所有するCD工場を警察が捜索したことについて、法的措置を取る構えを見せている。この捜索はノンタブリー県の同氏の家の敷地内にある工場で行なわれたが、コピーCDは発見されなかった。警察はこれまで何度か同工場の捜索を行なっているが、違法ディスクは見つかっていない。Chalong Riewraeng 氏は警察の行為に判断を司法に求め、行政裁判所に訴えを起こす構えである。警察は敷地の塀を乗り越えて工場に侵入して来たと同氏は語っている。同氏は、警察はいつも選挙準備期間になると氏の工場を捜索するとし、これは明ら

かに同氏の信用を損なわせようという計画であると述べている。今回の捜索は Chalong Riewraeng 氏が Thai Rak Thai 党(愛国党)の候補者、Pimpha Chanprasong 氏の対立候補であるという政治的な理由から行なわれたものであるとも語っている。これに対しタクシン首相は昨日、Pimpha Chanprasong 氏の勝利を確信しており、Chalong Riewraeng 氏を妨害する必要はないと述べている。(2003年10月7日、タイネーション)

～タイ薬事法改正で伝統薬が打撃～

タイ薬事法改正案が提出されたのを受け、タイ伝統の薬剤に従事する人が失業する、タイ伝統の薬剤の値段が高騰する、現代的な薬局でしか手に入れることができなくなる、といった問題が起こるのではないかと懸念されている。改正法では、薬剤の製造について、地元業者が使用できないような質の高い設備を求めており、これではタイ固有薬剤の所有者に対し、薬剤の伝統的調合を大手製薬会社に売却するよう強要しているようなのだとある関係者は語っている。現在、1万種以上のタイ伝統薬剤が全国約10万店の正規伝統薬販売店で販売されているが、このうち保健省に登録されているものは26種しかない。Association of Thai Traditional Medicine Practitioners では、伝統薬に関わる問題については別の法律で管理するよう求める姿勢を示している。(2003年10月7日、タイネーション)

～タイ薬事法改正に賛否両論～

タイ薬事法改正では薬剤の処方と調剤の役割を分けており、賛成反対双方の論議が関心を集めている。改正賛成派は、医師が作成した処方箋に基づいて、薬剤師が調剤することで、抗生物質の過剰投与などについてダブルチェックが可能になると指摘する。これについて反対派は、薬剤師は診断を下す権限はなく、仮に頭痛が重大な疾病の兆候だとしてもこれを見逃す危険性があると反論する。改正法が医師の調剤行為を禁止するものであると解釈するのは間違いであると Pharmaceutical Council の Thida Ningsanonth 会長は指摘する。改正法において処方箋が必要な危険薬剤と指定されているのはわずか10～15種にすぎず、ほとんどの薬剤については医師、薬剤師どちらでも調剤することができる。また改正薬事法では、クリニックの医師が患者からの苦情や訴訟を恐れて与える「予防薬」による医療費の急騰も懸念されている。韓国や日本など、処方と調剤を分けている国では薬剤費が高騰するという現象が起こっている。(2003年10月8日、タイネーション)

～タイで違法ケーブルテレビの取締り～

Public Relations Department は、タイが真剣に知的財産保護に取り組んでいることを示すため、無認可のケーブルテレビ業者の送信機を電柱から取り外すと発表した。タイ政府は APEC 会議に向け、海賊版ケーブルテレビ業者をターゲットにしている。Public Relations Department の Pramoj

Rathavinij 副局長は、ケーブルテレビを含む放送事業を規制する国家放送委員会 (National Broadcasting Commission) が設立されるまでの間、Public Relations Department が無認可のケーブル事業について法的措置を取るとコメントしている。(2003年10月14日、タイネ - ション)

～ タイ知的財産局が Nike に対し商標侵害問題解決への協力を要請～

タイ知的財産局の Yanyong Phuangrach 局長は昨日、Nike Inc の Chris Helzer 渉外部長 ととの会談を終え、知的財産局が Nike 社に対し、世界の商標所有者による商標侵害問題解決に向けた包括的戦略計画会議のホスト役を務めるよう要請したと発表した。知的財産局では、資金や財源の共同出資、地域、期間、侵害の範囲の決定といった分野でより緊密な協力体制を取るよう立案する予定である。Nike 社の下請け工場はタイに 87 ヶ所あり、同社は 18 日から 21 日まで開催される APEC CEO サミットの公式スポンサーにもなっている。知的財産保護はタイで活動するアメリカ企業にとって重要な議題である。アメリカの商工会議所は、タイ米間にはアメリカ企業にとってまだ大きな懸案事項が残っており、これさえなければ、両国は自由貿易協定を結べるとの見解を示している。(2003年10月14日、バンコクポスト)

～ タイ政府が、ブランドオーナーに政府の知的財産権侵害問題への取り組みについて感謝状を送るよう要請～

昨日商務省で行なわれた IP サミットにおいて、世界的ブランドのオーナー及び著作権者は 9 月 15 日から 1 ヶ月行なわれていた知的財産権侵害弾圧キャンペーンの成果に満足しているとの見解を示した。商務省は世界的ブランドのオーナー及び著作権者 150 社にキャンペーンの評価を依頼していた。商務省はこの他、キャンペーンの成果に満足しているとの感謝状を作成するよう要請もしている。これはバンコクで開かれる APEC サミットに参加する政策立案者に送る他、模倣品が氾濫する土地としてタイが非難を受けた場合に使用できるよう、タクシン首相にも送付する計画もあると Watana Muangsook 商務省副大臣はコメントしている。(2003年10月16日、バンコクポスト)

～ 中国で Dow Jones 社が著作権侵害訴訟敗訴～

アメリカの情報提供会社 Dow Jones 社が北京の裁判所で、中国の有名な書家 Guan Dongsheng 氏の著作権を侵害したとして、4万9,000ドルの賠償金の支払いと謝罪文書の提出を命じられた。北京の中級裁判所は月曜 Dow Jones 社に対し、Guan Dongsheng 氏に対する賠償金の支払いを命じ、同氏の書を Dow Jones 社の中国支社のシンボルとしての使用することを禁止する判決を言い渡した。これに対し中国 Dow Jones 社の代表は、この判決は非常に残念で、実際には Guan Dongsheng 氏の著作権は侵害していないとの考えを述べている。同社では控訴する権利を留保する構えである。判決文によれば、Guan Dongsheng 氏は中国語で「Dao」と書いた文字を Dow

Jones 社の担当者に贈物として贈ったが、この書の一部を中国で同社のロゴとして使用することについては認めていない。直筆の書も合わせて贈られたとしても、Dow Jones 社が著作権を獲得したことにはならないと裁判所の関係者は語っている。(2003 年 9 月 24 日、タイネ - ション)